

## 遊漁船業務主任者講習会案内

遊漁船業を営もうとする者は(個人・法人)営業所のある都道府県知事に「遊漁船業者の登録」を受ける必要があります。

登録申請の中に【遊漁船業務主任者講習会受講終了証明書】が必要になりますが、この講習会を行っています。

新規者と更新者(5年間)を含めて行っています。

講習日時	平成 27年 2月 4日 (水)	午後1:00～	盛岡市
	平成 27年 5月 13日 (水)	午後1:00～	盛岡市
	平成 27年 8月 5日 (水)	午後1:00～	盛岡市
	平成 27年11月 11日 (水)	午後1:00～	盛岡市
	平成 28年 2月 3日 (水)	午後1:00～	盛岡市
会場	岩手県水産会館	盛岡市丸内16番1号	
	TEL019-623-8141		

持ち物 筆記用具

講習希望の方は、下記の書類を講習日二日前までに当事務所に 郵送 又は FAX(023-623-5297)をお願いします。

1. 受講申込書
2. 海技免許コピー
3. 費用6,000円

(テキスト代 1500 円は別に掛かります)

\*注意、遊漁船業を営もうとする者の海技免許には【特定】が必要です。  
(費用は当日持参ください)

### お問い合わせ ・ お申込みは

有限会社東北小型船舶免許センター山形事務所

990-0041 山形市本町2-3-3

TEL023-679-3379 ・ FAX023-623-5297

(共 催) 山形代書センター

行政書士・海事代理士 高橋 秀人

990-0064 山形市和合町1-1-18

TEL 023-623-5295 E-mail

FAX 023-623-5297 ht623@seagreen.ocn.ne.jp

\* 本書案内で都合の悪い場合は裏面の日程をご覧になって申し込みください!

\* 【県主催】の遊漁船業務主任者講習会はH24年から行っていません。

農林水産大臣から認定を受けた講習機関が行うことになりました!。

\*遊漁船業務主任者講習会は3名以上から行います、5名以上なら希望日時場所です(2週間前まで届出必要)。

\*遊漁船業務と関係ない方は御了承ください。